

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧(平成31年4月1日)

貸付金の種類	貸付対象等	区分等	貸付限度額	据置期間	償還期限	利率												
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業(例えば、洋服、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械、材料の購入資金。現に営んでいる事業を拡張するための費用は対象外。	2,870,000円 団体 4,320,000円 (注)複数の母子家庭の母及び父子家庭の父が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。	貸付から1年	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%												
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子福祉団体	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するのに必要な商品、材料等を購入する運転資金。事業から生じた借金の返済に充当することは不可。	1,440,000円 団体 1,440,000円	貸付から6か月	7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%												
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、大学院に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金  ※1 中等教育学校の後期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の高等部を含む。  ※2 専修学校の高等課程・専門課程のうち、修業年限が2年に満たないものを含む。  (注)1 日本学生支援機構の貸与型奨学金と母子父子寡婦福祉資金の併用については、奨学金の貸与月額と母子等修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付け可能。  (注)2 日本学生支援機構の給付奨学金については、重複貸与には該当せず、母子父子寡婦福祉資金との併用及び貸付限度額までの貸付け可能	高等学校 ※1 専修学校(高等課程)	国公立 自宅 月額 27,000円 自宅外 月額 34,500円 私立 自宅 月額 45,000円 自宅外 月額 52,500円	当該学校卒業後6か月	20年以内(専修一般～5年以内)	無利子 ※親に貸し付ける場合、児童を連帯借主とする。 ※児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。											
			高等学校	国公立 自宅 月額 31,500円 自宅外 月額 33,750円 私立 自宅 月額 48,000円 自宅外 月額 52,500円														
			短期大学 専修学校(専門課程)	国公立 自宅 月額 67,500円 自宅外 月額 76,500円 私立 自宅 月額 79,500円 自宅外 月額 90,000円														
			大学	国公立 自宅 月額 67,500円 自宅外 月額 76,500円 私立 自宅 月額 81,000円 自宅外 月額 96,000円														
			大学院	修士課程 月額 132,000円 博士課程 月額 183,000円														
			専修学校(一般課程) ※2	月額 48,000円														
			得技資金金習	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦				自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金(授業料や教材費、自動車運転免許取得費用等)。	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 一括 (12か月分相当) 816,000円 (運転免許) 460,000円	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%						
			修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子				事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内 (運転免許) 460,000円	知識技能習得後1年	20年以内	無利子						
			就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦				就職するために直接必要な被服、履物等及び通動用自動車等を購入する資金	100,000円	貸付から1年	6年以内	※親の場合(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※子の場合 修学資金と同じ						
									通勤自動車を購入する場合 (医療) 340,000円 (特別(非課税)) 480,000円 (介護) 500,000円									
			医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦				医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金。 通院交通費・施術費(医療)、介護保険料等(介護)を含む。(寡婦が扶養する子は対象とならない)	480,000円 500,000円	医療介護を受ける期間満了から6か月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%						
			生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦				・知識技能を習得している間 (技能習得期間) 月額 141,000円 ・医療若しくは介護を受けている間 (医療介護期間) 月額 105,000円 ・失業期間中(離職の日から1年を超えない期間) (失業貸付期間) 月額 105,000円 ・配偶者のいない女子又は男子となつて7年未満の母又は父の生活を安定・維持する間 (注1)(生活安定貸付期間) 月額 105,000円 ※合計額が252万円を限度 ※養育費取得裁判費用(一般分の12か月相当)一括 1,236,000円 ※配偶者のいない女子又は男子が当該母子世帯又は父子世帯の生計中心者でない場合は、月額70,000円を限度として運用する。 (現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の貸付けも同様)	141,000円 105,000円 105,000円 105,000円 1,236,000円	貸付期間満了から6か月	20年以内 5年以内 8年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%						
									住宅資金				母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建築し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	(補修、保全等の通常の場合) 1,500,000円 (住宅新規取得、災害特例等) 2,000,000円	貸付から6か月	6年以内 7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
									転宅資金				母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転居するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円	貸付から6か月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、就業するために必要な被服等の購入に必要な資金  ※3 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部を含む。 ※4 中等教育学校の前期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の中等部を含む。 ※5 中等教育学校の後期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の高等部を含む。 ※6 専修学校の高等課程・専門課程のうち、修業年限が2年に満たないものを含む。			小学校 ※3 63,100円 中学校 ※4 79,500円 高等学校 ※5 高等専門学校 専修学校(高等課程) 国公立 自宅 150,000円 自宅外 160,000円 私立 自宅 410,000円 自宅外 420,000円 大学 短期大学 専修学校(専門課程) 国公立 自宅 370,000円 自宅外 380,000円 私立 自宅 580,000円 自宅外 590,000円 大学院 国公立 380,000円 私立 590,000円 専修学校(一般課程) ※6 自宅 150,000円 自宅外 160,000円 修業施設 中卒後 自宅 150,000円 自宅外 160,000円 高卒後 自宅 272,000円 自宅外 282,000円	中学卒業から6か月 当該学校卒業後6か月	20年以内(専修一般・修業施設等は5年以内)		※修学資金と同様									
			結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な挙式披露等のための経費、家具什器等の購入資金。			300,000円		貸付から6か月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%						
			臨時児童扶養等資金	母子家庭の母 父子家庭の父 父母のない児童	児童扶養手当の支払回数見直し及び支給制限の適用期間の変更に伴う影響を緩和するために必要な資金  ・平成31年(2019年)7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定の請求をした者であること。 ・現に児童扶養手当の支給を受けていること。  ・平成31年(2019年)8月分の児童扶養手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。			平成31年(2019年)11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額を控除した額を超えない額		貸付から6か月	3年以内	無利子 ※児童に貸し付ける場合、連帯保証人を立てなければならぬ						